

福島労発基 1113 第 3 号
令和 5 年 11 月 13 日

各労働災害防止団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）』の実施について（協力要請）

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

福島労働局においては、休業 4 日以上之死傷災害の中でも最も件数が多く、全体の 3 割以上を占める転倒災害の減少を図るため、令和 5 年度を初年度とする福島労働局第 14 次労働災害防止計画において、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」を重点施策の一つとして掲げ、転倒災害防止に係る指導・啓発等に取り組んでいるところです。

特に、12 月から 2 月の冬季に発生する転倒災害のうち約 5 割は降雪・凍結等を原因とするものであるなど、冬季の転倒災害防止については引き続き対策が必要です。こうした状況を踏まえ、福島労働局では、転倒災害が多発する冬季に『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）』を展開し、別紙『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）実施要項』により、12 月 15 日から翌年 2 月 28 日までの期間を本運動期間、降雪・凍結時期前の 12 月 1 日から 12 月 14 日までを準備期間と位置づけ、気象情報の活用によるリスク低減の実施、通路・作業場所の凍結等による危険防止の徹底等を図り、冬季における転倒災害の一層の減少を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨について御理解いただき、転倒災害の削減に向けた会員事業場への指導・助言等の実施について、特段のご配慮をいただきたく協力を要請いたします。

(担当：福島労働局健康安全課 電話 024-536-4603)

別紙

『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』実施要綱

1 趣旨

福島労働局では、休業4日以上之死傷災害の中でも最も件数が多く、全体の3割以上を占める転倒災害の減少を図るため、令和5年度を初年度とする福島労働局第14次労働災害防止計画において、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」を重点施策の一つとして掲げ、転倒災害防止に係る指導・啓発等に取り組んでいるところである。

特に、12月から2月の冬季に発生する転倒災害のうち約5割は降雪・凍結等を原因とするものであるなど、冬季の転倒災害防止については引き続き対策が必要である。こうした状況を踏まえ、福島労働局では、転倒災害が多発する冬季に『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』を展開し、12月15日から翌年2月28日までの期間を本運動期間、降雪・凍結時期前の下記期間を準備期間と位置づけ、気象情報の活用によるリスク低減の実施、通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底等を図り、冬季における転倒災害の一層の減少を図ることを目的とする。

2 期間

- ・準備期間 令和5年12月1日から令和5年12月14日
- ・運動期間 令和5年12月15日から令和6年2月28日

3 主唱者

福島労働局、各労働基準監督署、各労働災害防止団体（福島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部、各地区労働基準協会）

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

（1）福島労働局、労働基準監督署の実施事項

冬季の転倒災害を防止するためには、その年の降雪量に左右されない、事業者の理解と労働者自身の高い安全意識が不可欠であることから、労使が一体となって職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図るため、以下の対策を展開する。

- ① 冬季転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成・配布
- ② 降雪、凍結期等の転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 労働局、労働基準監督署による事業場への指導

（2）各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発

- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 準備期間（冬季前）の実施事項

- ① 地域の気象状況を踏まえ、積雪・凍結前に労働者に対する注意喚起
- ② 降雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
- ③ 融雪剤、凍結防止剤、スコップ、防滑靴等の事前準備

(2) 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- ② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ③ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

(3) 通路・作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- ① 屋外通路や駐車場における除雪・融雪剤の散布による安全通路の確保
- ② 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内への通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- ④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- ⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨
- ⑥ 必要な照度の確保（照明設備等の設置など）

(4) 作業行動等

- ① 決められた安全な通路の通行の徹底
- ② 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ③ 転倒災害防止のための安全な作業方法の推進
- ④ 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底
- ⑤ スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底
- ⑥ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した自らの身体機能の変化の把握と変化に応じた行動の徹底

(5) 安全教育

- ① 視聴覚教材等を活用した転倒災害防止の繰り返しの注意喚起
- ② 転倒予防体操等、各労働者に合った運動の励行

滑り

つまづき

踏み外し

冬季の転倒、に要注意

転ばない
でね！

数字で見る
福島県内の転倒災害

労働災害の
うち転倒

約 **3** 割以上

冬季

約 **5** 割

午前

約 **6** 割

50代以上

7 割以上

女性

約 **6** 割

休業1か月以上

約 **6** 割

出典：労働者死傷病報告より
(令和4年1月～令和4年12月)

準備期間：令和5年12月1日～令和5年12月14日

運動期間：令和5年12月15日～令和6年2月28日

『福島冬季転倒災害防止運動』実施中



厚生労働省

福島労働局

令和5年10月作成

福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）

準備期間：令和5年12月1日～令和5年12月14日

運動期間：令和5年12月15日～令和6年2月28日

福島労働局

健康安全課

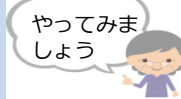


凍結前の準備と確認の徹底を！



準備期間：令和5年12月1日～令和5年12月14日
運動期間：令和5年12月15日～令和6年2月28日

1 実施者の実施事項



- i) 準備期間（冬季前）の実施事項
 - ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪・凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 降雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
 - ウ 融雪剤、凍結防止剤、スコップ、防滑靴等の事前準備
- ii) 気象状況の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- iii) 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪・融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内への通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
 - オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨
 - カ 必要な照度の確保（照明設備等の設置など）

iv) 作業行動等

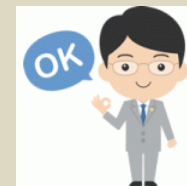
- ア 決められた安全な通路の通行の徹底
- イ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ウ 転倒災害防止のための安全な作業方法の推進
- エ 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底
- オ スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底
- カ 「転倒リスク評価セルフチェック票」等を活用した自らの身体機能の変化の把握と変化に応じた行動の徹底

vi) 安全教育

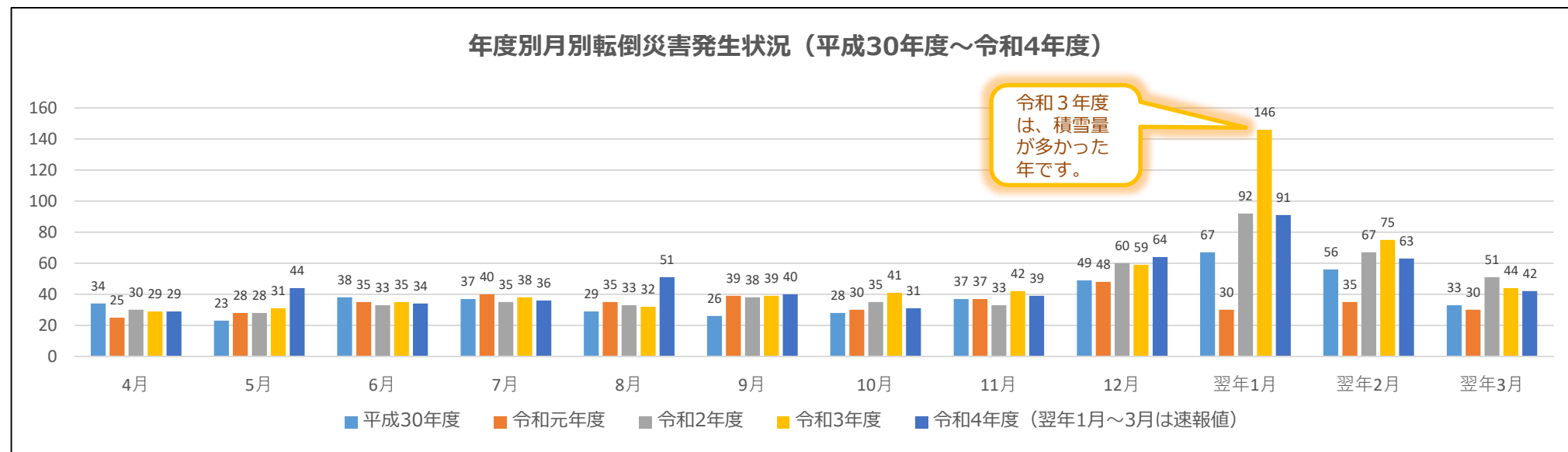
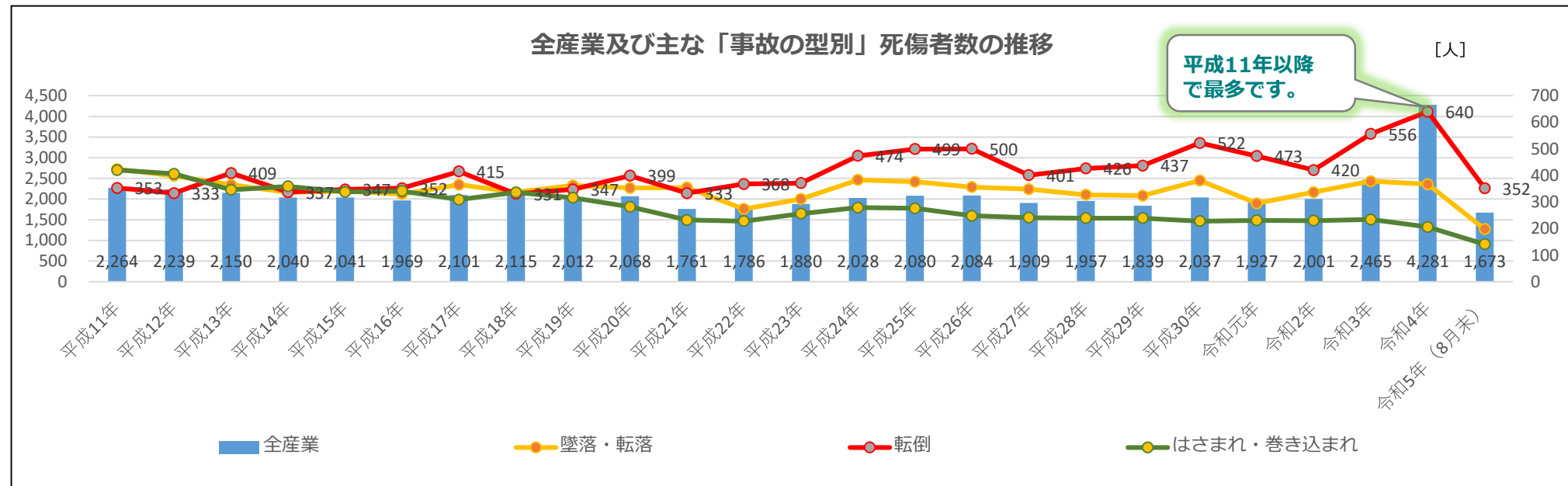
- ア 視聴覚教材等を活用した転倒災害防止の繰り返しの注意喚起
- イ 転倒予防体操等、各労働者にあった運動の励行

2 凍結による転倒災害の防止対策等

- i) 多発する凍結路面による転倒災害を防止するために次の取組を実施してください。
 - 凍結防止剤を散布すること。
 - 氷面を砕いて路面を露出させること。
 - 滑り止め剤の砂を散布すること。
 - スパイク付きの靴を着用すること。
- ii) 転び方について
 - 必ずケガを防止できるわけではありませんが、
 - 後頭部をぶつけないために顎をしっかりと引き、背中を丸くして転ぶこと。
 - 無理に手をついて体重を支えようとしないこと。



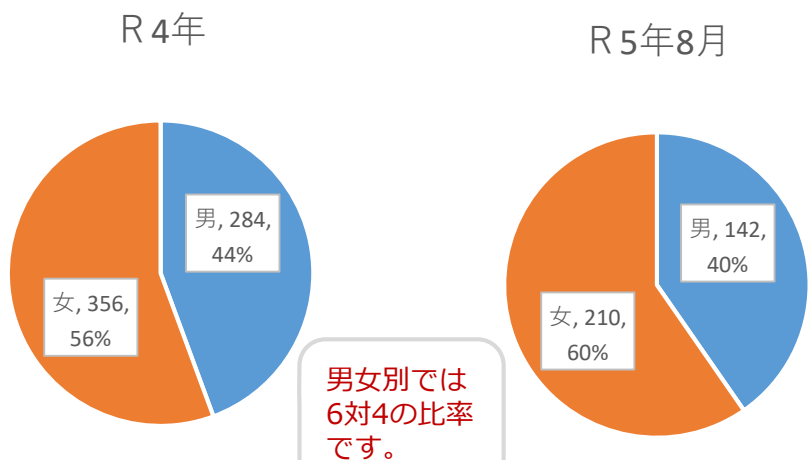
◎ 転倒災害発生状況 1 「事故の型別」及び「年度別・月別」



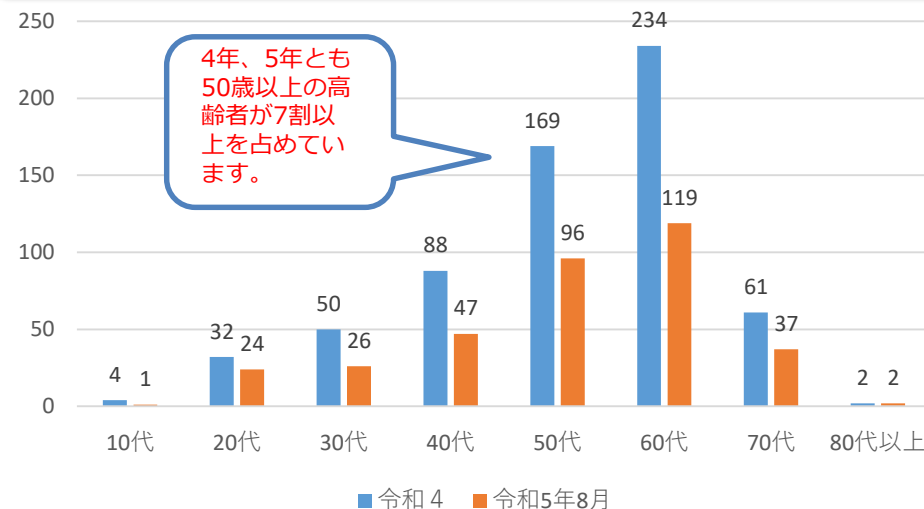
◎ 転倒災害発生状況 2

男女別、年齢別、時間帯別、休業見込み日数別

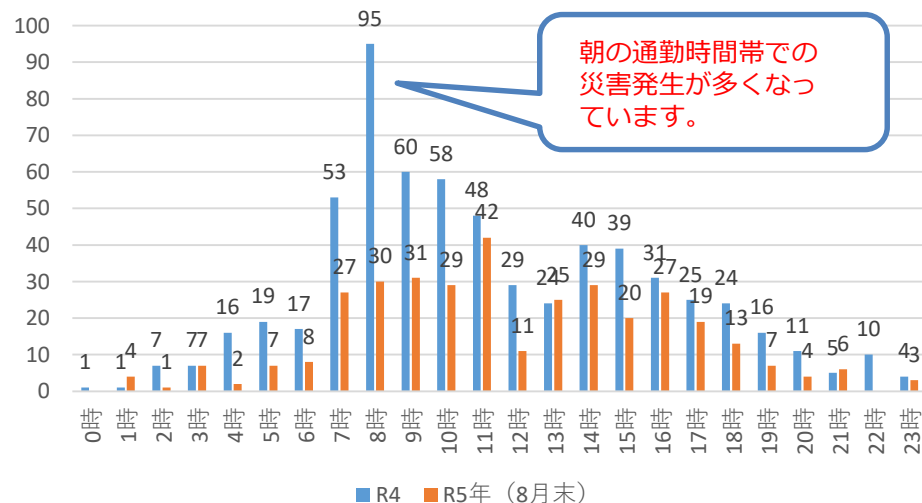
男女別



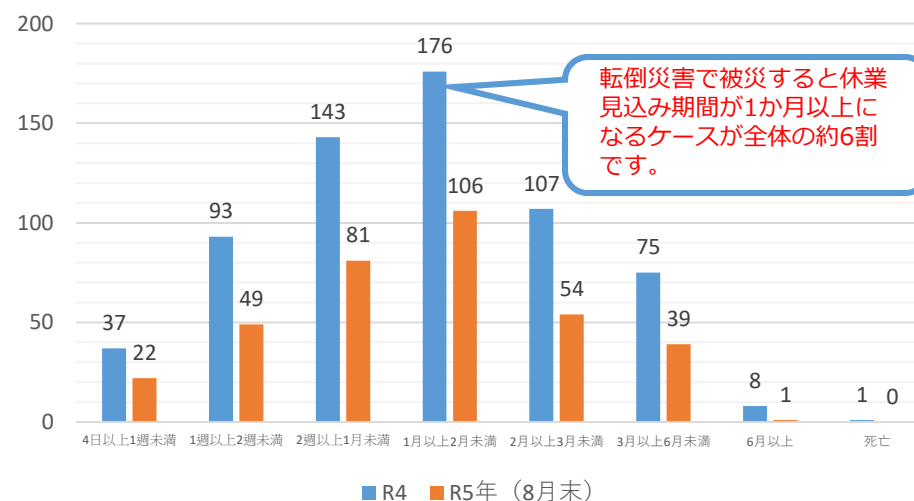
年齢別



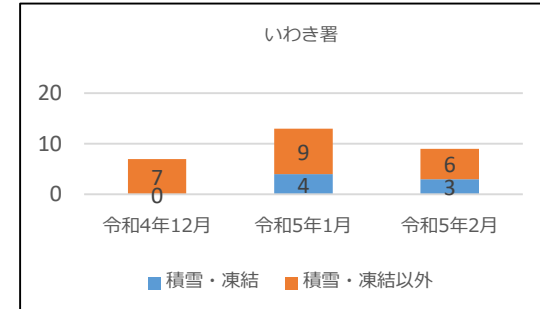
時間帯別



休業見込み日数別



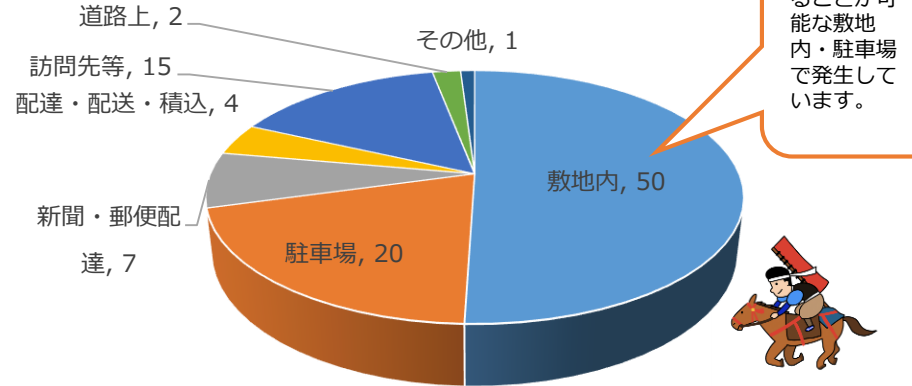
署別転倒災害発生状況（令和4年12月～令和5年2月）



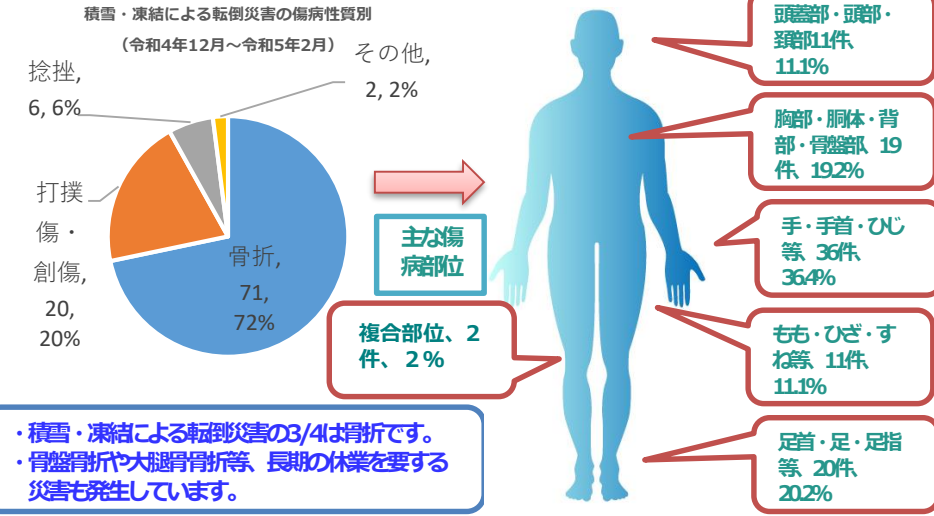
◎ 福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！） 特記事項

積雪・凍結による転倒災害の発生場所

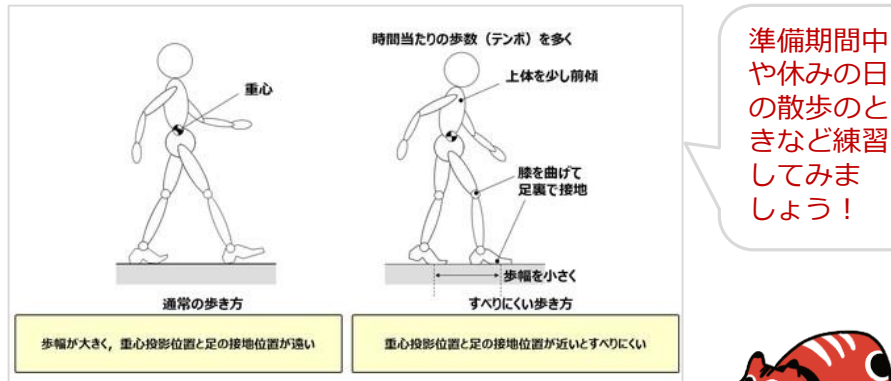
積雪・凍結による転倒災害の発生場所別
(令和4年12月～令和5年2月)



積雪・凍結による転倒災害の傷病性質・傷病部位



通常の歩き方とすべりにくい歩き方



加齢に伴う各種身体機能の変化

